

陳 情 書 綴

(陳情第 18 号～第 39 号)

令和 4 年第 2 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 18号	児童虐待対策等について……………	1
陳情第 19号	要保護児童の自殺対応について……………	3
陳情第 20号	女性用トイレについて……………	5
陳情第 21号	海の日について……………	7
陳情第 22号	安全保障政策について……………	9
陳情第 23号	対外的情報機関の設立について……………	11
陳情第 24号	行政にかかる諸問題についてのうち第1～3項……………	13

(議会運営委員会)

陳情第 25号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	19
---------	------------------------------	----

(総務財政委員会)

陳情第 24号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	13
陳情第 25号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	19
陳情第 26号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	23

(市民人権委員会)

陳情第 24号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	13
陳情第 25号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	19
陳情第 26号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	23

(健康福祉委員会)

陳情第 24号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	13
陳情第 25号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	19
陳情第 26号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	23
陳情第 27号	感染症対策について……………	27
陳情第 28号	障害者施策等の充実について……………	29
陳情第 29号	児童自立支援施設について……………	33

(産業環境委員会)

陳情第 24号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	13
---------	------------------------------	----

陳情第 25号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	19
陳情第 26号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	23

(建設委員会)

陳情第 24号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	13
陳情第 25号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	19
陳情第 26号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	23
陳情第 30号	公共交通について	35
陳情第 31号	公共交通について	37
陳情第 32号	公共交通について	39
陳情第 33号	公共交通について	41

(文教委員会)

陳情第 24号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	13
陳情第 25号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	19
陳情第 26号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	23
陳情第 34号	感染症対策について	43
陳情第 35号	支援学校について	45
陳情第 36号	教育環境の整備等について	49
陳情第 37号	公立幼稚園について	55
陳情第 38号	放課後施策等について	57
陳情第 39号	放課後施策について	61

児童虐待対策等について

陳 情 者 広島県広島市

全国の児童相談所が行う子どもに対する人権侵害を阻止する会

代表 江 邑 幸 一 (広島県庁職員)

こども家庭庁発足に関する陳情書

陳情の内容

こども家庭庁発足に先立ち児童相談所が子どもの人権を尊重する改善策の早期実施の意見書を国の関係機関に提出することを陳情します。

概要

今世の中は、児童虐待殺人事件を阻止し、児童虐待阻止強化が強く求められています。

我が団体も同じ気持ちで活動を行っています。児童虐待阻止の強化が必要です。

ただ、児童相談所では、子どもの人権・児童の福祉がないがしろにされています。

子どもの保護環境を改善していただきたく陳情させていただきます。

子どもの自殺について児童相談所が取り組まれていないことが非常に残念です。取り組んでほしい。

原因

1. 18才を超えて保護することは、子どもの定義を逸脱した行為である。
2. 児童相談所が1年間に相談を受け、生存確認する人数は、18才までの児童の人口の1%であり、残りの99%の児童の生存確認は一切されず、その対応を、全く厚生労働省を含め検討されていないことが問題。189通報では、児童虐待を阻止できないことがわかる。
3. 密室で会議が行われ、児童や親の意見が公平に全く尊重されていないため、第三者の意見や当該児童の意見が反映されない状況である。国連子どもの権利委員会から日本政府に対して児童相談所の一時保護措置を廃止するように勧告された。
4. 「虐待」の定義が著しく抽象的であり、職員の主観であるが、「虐待」の定義が児相の恣意

に委ねられており行政裁量となっている為、職員の判断のみで「虐待」に仕立て上げられる。
全て自治体任せであるが、判断の基準や責任の所在が曖昧になっている。

県職員等一般職にできる業務でない。警察などの捜査能力が無ければ業務遂行ができない。

このことから、以下の5点を盛り込んだ確実な実施を求めます。

<陳情事項>

児童相談所では子どもの人権・意見・意思が全く反映しないシステム・対応となっています。

以下の5点を盛り込んだ確実な実施が確認されない場合は、文部科学省からの予算を児童虐待対応に流用しないことや文部科学省の人員を児童虐待対応に人員配置しないことを求める意見書を国の関係機関に提出することを陳情します。

1. 民法で成人は18才となっており、成人を保護対象から外すこと。
2. 学校で行われる自殺願望・いじめ関係のアンケートに、児童虐待を受けていますか。と追加すること。
3. 施設入所等の措置を要すると認めるときは、子どもに弁護士を代弁者とするを許可すること。
4. 児童相談所職員の面談時は、カメラ及びボイスレコーダーでの記録の義務化を強く要望し、これに反した場合は刑事的処罰を受けるものとする。
5. 刑事訴訟法 第二百三十九条2に基づき児童虐待があると思料するときはもれなく告発すること。できないのであれば、警察がまず必ず捜査し、その後、逮捕後緊急保護するよう調整すること。

受理年月日 令和4年3月17日

要保護児童の自殺対応について

陳 情 者 広島県広島市

全国の児童相談所が行う子どもに対する人権侵害を阻止する会

代表 江 邑 幸 一（広島県庁職員）

山口県岩国児童相談所の不作為による要保護児童の自殺に関する陳情書

陳情の内容

山口県の関係機関に第三者委員会開催の意見書を提出することを要望します。

事件の概要

- ・発生日時 平成 26 年 11 月 12 日
- ・発生場所 山口県岩国市
- ・該当者 当時 16 才 高校 1 年生（岩国児童相談所での要保護児童）
- ・状況 自宅にて自殺

原因

- ・小学校 2 年生（8 才）頃から母親・祖父母による、姉妹の対応の差による児童虐待により、姉妹の関係も悪くなり、亡くなる何年も前から、姉妹間で母親とも話をしない状況だった。
- ・娘は、母親・祖父母が大嫌いで岩国から出たいと願っており、平成 26 年 4 月末、平成 26 年 7 月末岩国市から家出を行った。（2 回ともに父が保護した）
- ・岩国児童相談所が保護しないで岩国市の自宅へ返さなければ確実に自殺は起きなかった。
- ・ADHD（注意欠如多動性障害）と診断されたが、上記にも記入しているが、姉妹の対応の差による児童虐待により、うつ状態であったにも関わらず、岩国児童相談所での対応もなく、自殺を防がなかった。うつ状態でなければ自殺はしない。
- ・岩国児童相談所での要保護児童であったが、母親との関係改善の指導等行われず、帰りたくないとい何年も意思表示しているにも関わらず、自宅に返すことが事態を悪化させた。
- ・児童養護施設あけぼの寮も関係していたが、生活指導のみの対応であったため、母親との関係改善の指導は一切行われなかった。

・岩国児童相談所は平成26年4月末の家出時に自殺願望があることは知っていたが、対応していない。

・結果としてそれぞれの機関が対応（母親との関係改善の指導を行わず自宅へ返したこと）を怠ったことが最悪の事態の自殺という結果となった。

このことから、以下の4点を盛り込んだ確実な実施を求めます。

<陳情事項>

理由

山口県が関わっていた、岩国児童相談所での要保護児童が自殺と痛ましい事件にも関わらず、全く対応されていない。

以下の4点を盛り込んだ確実な実施を求めます。

1. 岩国児童相談所での要保護児童の自死について、第三者委員会を開催すること。
2. 山口県において第三者委員会を実施し、自殺に至った経緯及び背景等を明らかにし、原因の究明と各行政機関の対応を検証し、すべて公開すること。
3. 再発防止の対策を公開すること。
4. 国家賠償請求訴訟の原告の内容を認め、本人に公式に謝罪すること。

受理年月日 令和4年3月17日

女性用トイレについて

陳 情 者 神奈川県大和市

女性スペースを守る会

-LGBT 法案における『性自認』に対し慎重な議論を求める会-

共同代表 飯 野 香 里

井 上 恵 子

永 田 マ ル

山 田 響 子

陳情の内容

女性トイレの維持及びその安心安全の確保について陳情申し上げます。

労働安全衛生規則第 628 条及び事務所衛生基準規則第 17 条所定の事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」につき、今後ともこれをくずさないよう所管の厚生労働省に申し入れ、また公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからず維持し、またこれらトイレにおいて、女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとるよう国（内閣府）に申し入れて頂きたく陳情するものです。

令和 3 年 12 月 1 日施行の労働安全衛生規則等の改正は、男性用と女性用とに分ける大原則は維持しつつも、同時に働く労働者が常時 10 人以下であれば共用 1 個でよいとされ、更に独立個室型のトイレを設けたときは男女別トイレの設置基準に一定数反映させるともされました。

この動きは、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにおいても、独立個室型のトイレで足りるとの設計を助長し、更には男女共用型のトイレで足りるとする傾向を成立・加速させる可能性があります。

しかし、女性トイレは、女性が長年かけて獲得してきたものです。性犯罪のほとんどが男性によるものであることから、多くの悲惨な被害を重ねながらも、先人の女性達が血と涙を流して闘い、設置されてきたものです。女性トイレでの女性は、より無防備であることから身体男性への恐怖感があります。個室に引きずりこまれての性暴力被害、個室での盗撮や盗聴被害の増加、さらに使用済みの生理用品を見られたり、持ち出される事件は後を絶ちません。特に、警戒心が薄く抵抗する力のない女児や、障害のある女性が性暴力被害に遭いやすい傾向にあります。

したがって、事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」を今後とも崩さず、女性トイレはすべからく維持し、また女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとることは極めて重要です。

よって、陳情の内容記載のとおり求めます。

なお、「趣旨採択」などの方法によっても貴議会が賛意を示してくださると幸いです。また、陳情者が貴自治体の住民でない場合に写しを議員配布にのみ行う規定がある場合には議会で議員発議を行い、同一または類似趣旨での意見を挙げて頂きたいようお願い致します。

また、会の会則及び趣意書を添付致します。何かありましたら下記までお問い合わせ下さい。

受理年月日 令和4年3月25日

海の日について

陳 情 者 東京都千代田区
海事振興連盟
会長 衛 藤 征士郎

国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情

陳情の内容

現在7月の第3月曜日とされている国民の祝日「海の日」を制定趣旨等に鑑み当初の7月20日に固定化することを求める意見書を貴議会より内閣総理大臣宛に提出願いたい。

貴議会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。私ども海事振興連盟は、超党派の国会議員350余名と海事関係団体等で構成される組織で、わが国の海事産業の発展に貢献すべく日々活動しております。

さて、国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」、ことを趣旨として、全国1,038万人の署名・約2,300に及ぶ地方議会の決議を経て平成7（1995）年に制定され平成8（1996）年から施行されております。

ご案内の通り「海の日」は、昭和16（1941）年に制定された「海の記念日」を基に制定されました。「海の記念日」は、明治9（1876）年に明治天皇が東北地方に巡幸した際、灯台視察船「明治丸」で航海し、同年7月20日に横浜港に無事入港されたことを記念して制定されたものです。

また、第1回海の日である平成8（1996）年7月20日は、世界の海洋秩序を定めわが国の排他的経済水域（EEZ）200海里の根拠となる「国連海洋法条約」がわが国において発効した日であり、平成19（2007）年7月20日は「海洋基本法」が施行され、わが国が新たな海洋立国をめざすことを宣言した日でもあります。

このように、当初「海の日」とされた7月20日は海洋国家日本の礎となる記念すべき日であり、「海洋国家日本を宣言した日」であります。

しかるに平成15（2003）年以降、いわゆるハッピーマンデー制度により、「海の日」は「7月の第3月曜日」になり、毎年その日にちが変動する祝日となってしまいました。

わが国は国連加盟193カ国のなかでいち早く「海の日」を国民の祝日とした唯一の国です。「海

の日」の制定趣旨を顧みれば、海を通じて人的・文化的交流を図り、経済活動を行ってきたわが国にとって7月20日を「海の日」として国民の認識を得ることは海洋国家として当然のことと考えます。われわれ海事振興連盟は、海の日を7月20日に戻し、わが国を改めて名実ともに海洋国家といえる存在とするべく、議員提案としてその成立を期することといたしました。

かつて7月20日から31日までを「海の旬間」とし、各地方自治体において様々な行事が活発に開催されておりましたが、ハッピーマンデー以降は「海の旬間」が設定できなくなり、地方自治体による行事も活発に開催されているとは言い難い状況となりました。「海の日」のイベント開催は年に一度わが国の平和と安全また海の資源を守り、海に働く人々に国民の目を向けてもらう日でありました。「海の日」が7月20日に固定化されれば、地方自治体が行う年間行事における海の日関連行事の位置づけが明確となり、各種行事が活発に開催され、国民の目が海辺の町、海に係わる産業やそこで働く人々たちに向けられ、後継者になろうとする人たちの増加につながるものと期待されます。ハッピーマンデーは観光振興等に相応の効果をもたらしたと考えますが、「海の日」に関しては、全国の多くの公立学校が夏休みの開始日を7月21日としていることを考えますと、7月20日に固定化した方が夏休みと絡めて連休の効果が大きいと考えます。

また、2008年の国連総会において、「海を讃え、海洋の恵みを賛美し、またその本来の価値に感謝するため」、2009年以降6月8日を「世界海の日」とすることが決定され、毎年6月8日に国連や関係国で記念行事が開催されております。

政府が標榜する「自由で開かれたインド太平洋」を例にあげるまでもなく、政治・経済さらには地球環境問題において、今ほど「海」がクローズアップされている時代はありません。これら課題について、わが国が率先して積極的に問題提起を行う場合、海の日が毎年変わるようでは、諸外国から見て軸の定まらない国として映るに違いありません。

四面を海に囲まれたわが国は海なしでは成り立ちません。海から大きな恩恵を受けると同時に、様々な影響も受けます。海に生かされている、と同時に海と共に生きる、すなわち海と共生している国民であるとも言えます。

「海の日」を7月20日に固定化することにより、国民の一人一人が海をめぐる様々な状況に思いを馳せ、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」という「海の日」の趣旨に思いをいたす機運を盛り上げることが極めて重要であると思っております。

つきましては、貴議会におかれまして、地域振興の見地からも、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書を採択いただき、内閣総理大臣宛に提出いただきたく本状をもってお願いする次第です。何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

受理年月日 令和4年3月28日

安全保障政策について

陳 情 者 兵庫県三田市

辺野古を止める！全国基地引き取り緊急連絡会

小 宮 勇 介

沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情

陳情の内容

米軍統治下におかれた沖縄が日本国憲法の適用を求めて日本に「復帰」して今年で50年です。しかし沖縄では、今なお、憲法が定める基本的人権が脅かされている状況が続いています。この国の米軍専用施設の70%以上が国土面積0.6%の小さな沖縄に押しつけられており、この沖縄差別というほかない政策が、沖縄県民の命と尊厳を激しく傷つけているからです。戦争の脅威が身近に感じられる今、沖縄を「捨て石」にするかのような安全保障政策は、断じて許されるものではありません。

沖縄県民は、選挙や県民投票を含むあらゆる民主主義的方法を通して、このような政策の是正を求めてきました。2019年の辺野古県民投票でも、県民は明確に基地の押しつけにNOを示しました。しかし、日本社会はその声を無視し続けており、国連の人種差別撤廃委員会も、このような基地の集中を「現代的な形の人種差別」として政府に問題解決を求めています（2010年4月6日、国連文書番号 CERD/C/JPN/CO/3-6）。

歴史を振り返れば、日本は、琉球を併合して以来、とぎれることなく沖縄を犠牲にする国策を続けてきたのだと言えます。沖縄戦では沖縄を「本土」防衛のための「捨て石」にしましたが、戦後も同様の構図を維持するからです。サンフランシスコ講和条約では、「本土」は平和憲法のもと主権を回復しますが、沖縄は「本土」から切り離され、米軍基地の島とされました。この時期、基地のない平和を願う「本土」の世論を背景に、多くの基地が「本土」から沖縄へと移設されて行ったことを私たちは忘れてはなりません。沖縄が日本に「復帰」した後も、沖縄の基地負担割合はむしろ高まりました。そして、現在も、県民の民意を無視した辺野古新基地建設が強行され、南西諸島（琉球弧）全体の軍事化が進められています。

私たちが認識すべきは、このような沖縄を差別する国策を支えてきたのは「本土」の日本人だと

ということです。主権者である私たち日本人は、民主主義のプロセスを通して、このような沖縄差別を継続してきたのです。したがって、私たち「本土」の日本人の一人ひとりこそ、この問題の当事者であり、責任者です。安全保障は国の専権事項などという逃げ口上はもはや通用しません。

私たちは、これまでの差別的な政策を沖縄県民に謝罪し、国策を方向転換させなくてはなりません。大多数の国民が日米安保条約の維持を望むのであれば、それを公平・公正に負担することは当然のことです。これまで沖縄に押しつけてきた基地は「本土」に引き取り、米軍基地問題は公平・公正に日本全体の問題として国民全体で議論し解決していくべきです。私たちが求めるべきは、何よりも、沖縄を犠牲にしない安全保障政策です。

以上のような観点から、喫緊の課題として、下記の事項について地方自治法第99条の規定による意見書を国および国会に提出されるように陳情します。

<陳情事項>

1. 沖縄を「捨て石」にした差別的な安全保障政策をやめること
2. 辺野古新基地建設を断念すること
3. 普天間基地は「本土」に引き取り、日本全体で問題解決すること

受理年月日 令和4年5月11日

対外的情報機関の設立について

陳 情 者 愛知県安城市

社会の歪を鋭く追及 政策提言する世直し集団「一輪のバラの会」

代表 加藤克助

「対外的情報省」の設立の意見書を内閣官房長官に提出する事を求める陳情

陳情の内容

2月24日、ロシア連邦のウクライナへの武力侵攻が勃発、日本国内では戦後の国際平和の時代が終焉をするのではと、国民の間に不安感が漂っています。

国際状況の激変に、我が国が対処するには、「対外的情報省」を設立する事が肝要と考えます。堺市議会は「対外的情報省」の設立の意見書を、内閣官房長官に提出して下さい。

今日の東アジアの情勢も、戦後の状況から激変し、北朝鮮は朝鮮戦争以降、日本人拉致事件を引き起こし、独裁体制維持の為、核、弾道ミサイル開発を推進しております。

経済大国中国は、台湾問題では一つの中国の政策を掲げ、台湾統一の武力侵攻も否定はしていません。又我が国とは、尖閣諸島の領土問題を抱えています。

ロシアとは北方領土問題が未解決で、日露平和条約は未だ未締結です。この様な、東アジアの情勢は混沌としており、日本の国家と国民の安全保障に重大な影響を及ぼしています。

この為に、「対外的情報省」を設立し、アメリカを中心とする民主主義国家と連携し、東アジアの情勢を把握、軍事情報を共有する事です。堺市議会は「対外的情報省」の設立の意見書を内閣官房長官に提出して下さい。

受理年月日 令和4年5月11日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市北区

新日本婦人の会 堺支部

代表 長川堂 いく子

島 山 久 子

大 野 ますみ

陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、女性ならではの様々な問題についての願いや要求を取りあげ、又子育て世代から高齢者世代までの各世代の会員の困難や要求に対して、草の根の運動を進めています。そのためもっとも身近な市政に対して、政令市の権限と財源を大いに活かし、市民主体で誰もが安心して暮らせる堺市であってほしいと切実に願っております。

長引くコロナ感染拡大から暮らしを守るため、国に対して、感染対策などの拡充を求めるとともに堺市独自の対策も強めてください。政令市「堺」の市政が真に市民のための自治体となるよう、大型開発よりも市民の声を聴き社会保障など優れた施策はさらに前進させてください。

温暖化による異常気象や南海トラフの地震対策など、いつ起こるかわからない災害から命を守るための施策も必須です。

「自治体と市民の繋がり強化」「安全・安心の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願い、ここに陳情いたします。

<陳情事項>

議会運営委員会審査分

1. 「核兵器禁止条約」が実行されることになりました。唯一の被爆国である日本の国民の72%が批准を望んでいます。民意を尊重し、議会として日本政府にこの条約の署名と批准がなされるよう常に働きかけてください。
2. 私たちは憲法、とりわけ9条を守り生かすための草の根の取り組みを日常的に行なっています。ロシアのウクライナ侵略が現実となった今、軍事力で他国を制圧するのではなく、世界中どの国も戦争をしないで外交で平和な国際協力を求めることが必至です。そのためにも「憲

法9条」を堅持し、生かす立場を議会として示してください。

3. 突出する防衛費を減らし、コロナ禍における市民の暮らしに予算を増やすよう、市議会として国に要望してください。

総務財政委員会審査分

4. 「広報さかい」に関して

- (1) 市政の情報が広くすみずみまで届くための重要な手段である「広報さかい」の更なる充実を求めます。
- (2) 4月号「広報さかい」に商業チラシの折り込み案内が、株式会社 YDS の名で入っていておどろきました。裏面には「読売新聞」の宣伝もあり、配布体制も含めた経緯を明らかにして下さい。この折り込み収入は事業者と堺市でどのような取り決めでしょうか。

「議会だより」の別刷り、折り込みを要望したときに「経費」と「手間」で出来ないとの回答があったので、おたずねします。

5. 私たちは市を信頼し、個人情報をも市に託しています。堺市の委託業務についての実地調査を仕様書通り、手順通り実行されているとの事ですが、個人情報の洩れに対する対応については回答されていませんので回答してください。

6. 市長の判断による財政危機宣言と脱却プランでさまざまな市民サービスの見直しがなされました。そもそも財政危機という判断基準を他市と比べてお示してください。

そのために市民サービスが低下し、自治体そのものの役割や質の低下を招くこととなります。

7. 突出する防衛費を減らし、コロナ禍における市民の暮らしに予算を増やすよう、市として国に要望してください。

8. 「誰もが投票しやすい環境づくり」のためにご尽力いただき、郵便投票を「要介護5」からさらに拡大するよう法改正に取り組まれているとの事、嬉しく思います。是非実現されることを強く願います。期日前投票所では投票する人が増え、ソーシャルディスタンスをとる必要があるため長蛇の列になっており、高齢者や障害・病気のある方には負担となっています。密の状態を解消し待機時間を減らすために会場を増やして下さい。

更に投票率をあげるために投票当日までの呼びかけを SNS や懸垂幕だけでなく広報車などでの呼びかけも行ってください。

市民人権委員会審査分

9. 南海トラフ地震が発生した場合、堺市では地震発生後約 100 分で津波の第 1 波が到達すると想定され、① JR 阪和線を目標に東の高い所へ徒歩で避難しましょう ② 逃げ遅れた方や遠くまで逃げるのが困難な方は津波避難ビルなど高いところへ避難しましょうとなっています

が、高齢者や車椅子の方、歩行困難な方がどう避難すればよいか、具体的な行動のとり方の指導・支援方法が対応できるようになっているのでしょうか。その方法を明示してください。

10. 各区役所の窓口には様々な相談窓口の充実を要望します。住民の困ったときの相談窓口（公的、安い、秘密を守ってくれる安心感など）の削減はしないでください。コロナ禍で相談に行けない方々が増え、相談も多様、複雑になっているとの専門家の指摘があります。
11. 各区役所の市政情報コーナーは平日しか開いていません。図書館での工夫として資料や配布物を設置しているようですが、各区役所のコーナーの平日以外の何らかの対応を望みます。
12. 高齢化社会にむけて退職者にとって社会参加ができるコミュニティ施設が必要です。広い堺市に公民館が6か所では少なすぎます。近くで気軽に無料で集まれる公的な会館を増やしてください。
13. 女性が日常的に安心して集まれる場所が少なく、地域活動もままなりません。市有地を売却するのではなく有効利用する立場で、女性の社会参加のために各区に女性センターを作ってください。
14. 貧困がすすみ、生理用品も十分に買えない女性が増えています。回答に「困難を抱える女性への支援事業」とありますがどのようなものですか。
トイレットペーパーと同じように公共施設のトイレの個室に生理用品を設置してください。
15. 今、性の多様性を認める社会が求められています。学校現場はもとより社会として制度や正しい認識を高める対策を講じてください。
16. 「核兵器禁止条約」が実行されることになりました。唯一の被爆国である日本の国民の72%が批准を望んでいます。民意を尊重し、市として日本政府にこの条約の署名と批准がなされるよう常に働きかけてください。
17. 私たちは憲法、とりわけ9条を守り生かすための草の根の取り組みを日常的に行なっています。ロシアのウクライナ侵略が現実となった今、軍事力で他国を制圧するのではなく、世界中どの国も戦争をしないで外交で平和な国際協力を求めることが必至です。そのためにも「憲法9条」を堅持し、生かす立場を市として示してください。
18. 原爆など戦争の実相が風化しないよう、市としても取り組みを強めてください。

健康福祉委員会審査分

19. 未だ収束を見ないコロナ禍のもと、堺市内でも「検査キットの不足」「保健所からの連絡が遅すぎる」「家庭内で次々に感染」と様々な問題が occurred。保健所の体制を充実させ、感染者や濃厚接触者への対応を十分行えるようにしてください。
PCR検査をいつでもどこでも受けられる体制を作ってください。
20. 高齢者施設や障害者施設では、感染者のほとんどが施設内療養のため大規模なクラスターが

発生しました。早急に堺市の限度額補助打ち切りを止め、苦境に陥った医療施設や福祉施設などへ堺市として責任を持って支援をして下さい。堺市の責任で、施設等では最低1週間に1回の定期的な検査を受ける事ができるようにしてください。

21. 国民健康保険料は、市民にとってコロナ禍、物価高と相まって大きな負担となっています。堺市の基金からの繰り入れを増やすなど市民負担の軽減になるよう予算化してください。引き続き令和6年度以降も激変緩和措置延長を続けてください。
22. 高齢者にとって、特に今はマスク生活で声が聞き取りにくくなっています。加齢性難聴の聴力検査・検診の実施と補聴器購入の助成制度を作ってください。補聴器はメガネ・入れ歯補装具などに比べあまりにも高額です、他市での助成制度は、すでに実施している自治体もあり、認知症予防のためにも早急に要望します。
23. コロナ禍で家庭内のDVが多くなっていることが明らかになりました。学校や園などを含め、実態の把握のシステムをさらに強化し、シェルターなど被害者の安全対策を強めてください。
24. 働く女性にとって安心して預けられる保育所が必要です。こども園より市立保育園をふやし、保育の充実と保育料の軽減に努めてください。

産業環境委員会審査分

25. 大仙公園のガス気球の設置は、静かで自然豊かな公園の環境破壊になります。専門家の意見を聞いたとのことですが、どのような分野の専門家のどんな提言だったのでしょうか。詳細を教えてください。

市民は、手軽で費用がかからない自然とのふれあいを求めて憩いやレクリエーションの場としての大仙公園を楽しんでいます。商業店舗や気球などで自然の姿を変えず、今のままの自然を維持・保全し、生かしてください。

26. 現在のコロナ禍による非常事態に、シングルマザーや働く女性の仕事の間や収入も減らされ、暮らしに深刻な影響を与えています。女性の自死もさらに増え続けています。非正規の働き方が多く、仕事も安定していません。堺市としても女性が正規に働けるよう支援を強めてください。

建設委員会審査分

27. 臨海部の開発は進められ、ホテル・アゴーラ建設計画のずさんさは目に余ります。計画の変更などは、いつでも議会や市民に知らせるべきです。インバウンドを見込んだ財源の投入を市民に納得させようと考えているのでしょうか。今はもっと市民目線の政策をお願いします。
28. 5月広報にも載っていた自転車ライフをすすめる取り組みは、自転車産業の発祥地の堺市として、公共交通の不備を補完し、環境にも健康にもとても良いことだと思います。そのために

市内で安全に自転車が走行できるような環境を整えてください。シェアサイクルについては、料金体系をもっと安価にし、よりさまざまな駅や施設へのアクセスが可能になるようにサイクルポートを増やすなど、市民がもっと気軽に使えて利便性が高まるようにしてください。また、スマホに不慣れなデジタル弱者も利用できるよう登録、予約やまたキャッシュレス決済のサポートをしてください。良い取り組みなので、取り残される人がいないように市として支援してください。

29. 堺市の水道事業について、水の安全・安心の保障は市民生活及び生命に直結するライフラインです。命を守る水道事業は民営化しないでください。今の検針や料金徴収業務以外は民間に委託しないでください。

文教委員会審査分

30. 中学校に自動販売機の設置は止めて下さい。熱中症対策のために設置されるのであれば、学校にお金を持っていかなくても、誰もが必要に応じて水分補給できる対策を講じて下さい。

また、環境への配慮からもペットボトルのゴミが増える事も心配されます。自動販売機設置によって生じる利益はどのように使われるのでしょうか。企業との契約内容も含め、明確にお示しください。

31. 放課後事業の感染対策について、学校によってはのびのびルームなどが過密状態です。子どもたちの安全を最優先に、適正な教室の数の確保と指導員への支援・保障が急務です。早急に現場の声を聞き、過密の実態を把握して、市の責任として実情に合った対応をするよう要望します。

32. 堺市の学校園等でのコロナ感染対策の充実を要望します。家庭や現場任せにせず、具体的にどのような対策を実施しているのか教えて下さい。また新年度スタートの時期である4月に起きた教育委員会のクラスター発生の検証はされたのか、誠意ある回答を求めます。

33. 「中学校給食」が2025年度にセンター方式で実施されます。給食に向けて教室等の環境整備の対策をお知らせ下さい。また、それまでの間、お弁当を持参できない子どもたちがいるという実態を把握し、早急に対策を考えて下さい。

34. GIGAスクールに関して、一人一台のタブレットを導入したのであれば、より深く学べる道具として活用できるよう、教員の研修や専門知識を持つ人員の配置など、すべての学校の環境整備に努めて下さい。

また今後、国からの助成金が打ち切られた場合の維持費や、故障した際も学校や親に負担が掛からないよう、行政が責任を持って予算を確保して下さい。

35. 5月6日の児童誘拐予告メールは保護者を不安に陥れ、堺市の対応の遅れは保護者に混乱を生じさせました。「引き取り訓練」を実施している学校もありますが、堺市としての今後の対

応策を明らかにお示し下さい。

36. 放課後、子どもたちが安心して集まれる場所がありません。

廃止予定の公立幼稚園の跡地を民間に売却するのではなく、子どもたちの為に活用することを要望します。

37. 小学校・中学校・高校のトイレの洋式化を求めます。早急に改修工事を進めてください。

コロナ禍でトイレの清掃・消毒が大変な中、和式トイレは不衛生で、トイレからのコロナ感染も危惧するところです。町の様々な施設のトイレが洋式に変わってきている今、子どもたちだけに和式トイレを使わせるのはあまりにも酷です。

38. コロナ感染拡大で、一層深刻になる子どもの貧困に対する取り組みを進めてください。特に就学援助の基準の引き上げを求めます。

39. 体育館に早急にエアコン設置を求めます。地球温暖化で猛暑日が頻繁に起こる可能性があります。また近年、台風や集中豪雨などの自然災害も頻繁に起こっています。災害時の避難場所でもある学校の体育館は、市民にとっても大切な施設です。子どもたちの健康と安全を守る点からも、早急に改善を求めます。

40. 小・中学校の全学年での30人学級の早期の実現をお願いします。

コロナ禍で学習支援を必要とする児童・生徒たちが多く増えている中で、よりきめ細やかな指導が強く求められています。しかし加配教員は減らされ、堺市では「学びサポート事業」も廃止となりました。小・中学校の全学年での30人学級実現に向けて、正規職員の増員や学びの場の保障を要望します。

受理年月日 令和4年5月16日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市南区
藤 村 光 治

陳情の内容

わがまち堺に暮らす人々は、古代から国内外との交流を積極的に進め創造性と自立の精神をはぐくみ、わが国有数の自治都を築いてきた。また茶の湯を通じて世界に誇る平和を尊ぶ文化を創造し、過去いくつもの戦禍に遭いながらも復興を成しとげてきた。堺市三原台1丁3番は1970年に出来ました。51年目に新しい団地5月に完成しました。

6年前に始まり2021年5月に終わりました。大阪府、ありがとうございます。

堺市の議員48人、職員4,600人ありがとうございます。都市計画は「コワーキングスペース」学校の跡地に進めれば南区未来都市になります。

平和社会の実現の維持は国際社会における原理であり日本国憲法や世界人権宣言の理念とするところである世界では、戦争、絶えないです。

財政破綻(堺市の市民は市債市民1人85万円)子ども、若い人払います。陳情80才、私は払いません。

<陳情事項>

議会運営委員会審査分

1. 堺市の議員報酬を下げないでください。
2. 政務活動費の不正を防止してください。
3. 議長、4会派市民の為に予算案への賛成ありがとうございます。議会で予算について活発な議論をしてください。
4. 前市長竹山修身氏の政治資金選挙費用の全容を広報に載せてください。

総務財政委員会審査分

5. 市長と市民が対話できるような場について、機会をとらえて場を設けてください。
6. 質の高い公共サービス、弾力的行財政基盤を進めてください。

市債を増やさないことです。1ドル-140円です。

来年度国債上がります。

[参考]

改革

1. 泉ヶ丘公園（ニュータウン）80億円を5億に進める。
1. 箱物の維持費（プール泉ヶ丘年6千万円）原山台プール2億円、美原区プール600円負担などしない。
1. 婦人会館（泉の大学）廃止、（堺区だけ）

収入

1. SDGsを進める
1. マイナンバーを進める
1. 万博博覧会
1. IR
1. 世界遺産住宅（国、大阪、堺市）3,000戸
1. 近大①大学（医学部、福祉、4年生）②病院

経済的に令和8年に1,000億円になります。

職員（議員）給料上げます。（議員も、元にもどす）

1. 本給 21万円（月）
1. 地域手当（大阪市と同じ）15%
1. 期末手当 4.45。
1. 子ども、手当、増やす。

そのために、時間外の手当、少なくします。

なぜ、年金が14,000円、下がりました。

夫婦で20,000円、です。

本来、物価が上がれば、給料を上げるべきです。

7. 泉ヶ丘駅周辺の整備を進めてください。
8. 堺市の職員も4月から育児休暇を（パパ休暇）とってください。

市民人権委員会審査分

9. 市民の方へ災害対策についての周知をしてください。
10. 堺市は平和と人権を尊重するまちづくりの推進を進めてください。堺市、国、大阪府及び国内外の関係機関並びに市民との連携を深め、あらゆる施策を平和と人権を尊重する視点を持って実施することを推進してください。

健康福祉委員会審査分

11. 障害者に配慮したまちづくりを進めてください。
12. 堺市は認知症のサポーターを進めてください。
13. 介護予防施策の推進を進めてください。
14. コロナ禍での自殺・DV対策を市民に知らせてください。

産業環境委員会審査分

15. 堺市の文化観光を進めてください。
16. 環境に配慮した未来の都市の整備を進めてください。
17. 女性の就労支援は成果が見られない。女性の雇用の悪化、自殺者の増加、ひとり親・非正規雇用者の生活困窮、生理貧困など、女性の就業と生活の問題に、デジタル人材育成など堺市は女性の経済的自立を進めてください。
18. 「働きかた」育児休業の改正法が令和4年から施行（育児パパ）されたことについて企業、市民に知らせてください。

建設委員会審査分

19. 都市計画は、京都のようなまちづくりを進めてください。
 1. 文化観光都市、バス路線、自転車、道、整備
 2. 公園の整備（インクルーシブ公園）
 3. 防犯（歩道、車道）安全、安心のまち。
 4. 病院をふやす。
 5. 住宅をふやす。
 6. 図書館「新しい時代」堺東、泉ヶ丘に。
 7. 土木の整備
 8. 自転車、（シェアサイクル）進めてください。
 9. 下水道（50年）インフラ、整備

文教委員会審査分

20. 堺市は学校教育における政治的中立確保を進めてください。
21. 学校の改策を進めてください。

少子化が進む今後、適正規模校(12-18学級)は減少する一方、小規模校(11学級以下)大規模校(25学級以上)は増加することが見込まれ、学校間格差が進展します。

1. 限られた教職員の適正配置を進める。
1. 個別最適な学びの実現
1. 地域の実情に応じた柔軟な学校の運営。
1. 秩序と活気の学校づくり、進めてください。(いじめ、不登校、暴力行為) 多いです堺市は。児童自殺、教育委員は第三者をしない。大阪市では令和4年にいじめで自殺と認めました。
1. 学校の先生の性暴力を無くしてください。
(先生の不祥事をなくしてください)
1. 生徒(児童、子ども)薬物が多いです。学習を進めてください。又放火もありました。田園公園、しかし見て、私と係が電話する人、悪い人なります。
三原台中学校生徒のよいらしいです。消防署もほめない、しかし泉北支援高校では先生、生徒がほめてくれました。(ナタル) もらいました。孫は東光学園が新型コロナウイルス(クラスター) 令和2年に3人の相談(ケア) スマホで教えてくれました。
堺市は子どものケアをしないです。
22. 学校の先生の長時間労働を改善してください。
23. 教育における男女の差別をなくしてください。

受理年月日 令和4年5月9日

行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市堺区
堺市内民商連絡会
代表 奥野昭文
堺北民主商工会
堺東民主商工会
堺南民主商工会
美原狭山民主商工会

地域経済、雇用、町並みの担い手。中小零細業者への支援を求める陳情書

陳情の内容

私達民商は地域に根ざし、雇用、経済、文化、町並みに貢献する小規模な業者こそ、堺市が積極的に育成援助するべきとの立場から活動する商工団体です。地元の零細業者に対する施策は、個人を助けるという事だけに留まらず、自治体として大きな視野に立って成されるべき政策課題である自覚を、ぜひ堺市に持っていただきたく思い、以下の項目を要望致します。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 堺市が、大阪府や大阪市の推進する副首都推進本部への参画する事は、堺市税の無駄である事から、人員の配置や参画を止める事。大阪府と市による賭博の推進は、やがて堺市や堺市民にも悪影響を与える事は明白である。近隣自治体として、大阪府、大阪市へカジノ推進を止める様に意見表明する事。
2. 昨年、永藤市長が大仰に発表した財政危機脱却プランは早くもその算定根拠が崩れており、いい加減な数字合わせに過ぎなかった。あるいは、単純な予測や計算も出来ていない浅いプランであった。即刻見直す事。
3. マイナンバーは情報流出の恐れがあるなど制度に反対の市民も多い事から、税、社会保障等あらゆる申請書類で、マイナンバーの記入を強制しない事。未記載の場合、書類を受け取らな

いなど不当な取り扱いを行わない事。

4. 陳情内容を実施実現する為に、全堺市職員および業務委託先が日本国憲法の理解を深め、市政や業務に活かせるように教育を行う事。
5. 永藤市長が、国から出されたコロナ関連の臨時交付金を、通常の堺市の財源で計画されていた整備や事業に「付け替え（令和4年2月4日市長記者会見より）」た事は、コロナで苦しむ自営業者や市民支援を蔑ろにしたとも言える行為であり論外である。自治体としてコロナ対策に真摯に取り組む事。
6. 小規模工事希望者登録制度を創設する事。堺市は現在、代替する制度として、物品調達や、業務委託、役務の提供などの有資格者から選定を行っているが、そうであるならば、零細業者を支援する姿勢を明快に市として示す意味でも、同制度を制定する事。

市民人権委員会審査分

7. 堺市非核平和都市宣言に基づき、ロシアによるウクライナ侵略に反対の声を上げる事。憲法9条の国際的な先駆性を生かし、自国第一主義や、覇権主義、人権侵害を厳しく批判する事。国際協調と市民社会の連帯を大事にし、平和を希求する市民が増える様、堺市として情報発信や、教育現場での取り組みに努める事。
8. 堺市非核平和都市宣言及び、堺市議会が昭和58年3月25日に決議した「非核平和都市宣言に関する決議」は素晴らしいものであり、全職員や議員に今一度、周知する事。

健康福祉委員会審査分

9. 国民皆保険制度を侵さないという観点から、経済的に困窮状態にある市民へは、積極的に減免や、換価の猶予の申請をすすめ、延滞金の免除をはかる事。当然、資格証明書、短期保険証の発行は行わない事。
10. 高すぎる国民健康保険料を値下げする事。国保に傷病手当金を常設の制度として創設する事。

産業環境委員会審査分

11. 地元建設業者支援育成は堺市の財政再建とも合致する有益な施策である事から、住宅リフォーム助成制度を創設する事。

建設委員会審査分

12. 堺市は貿易港として栄えた素晴らしい歴史を大切にしていなかった。にも関わらず、いまさらベイエリアにいくら税金を投入しても、神戸や横浜など一流のベイエリアと比し歴史的蓄積

でも、規模的な面でも観光地としても勝てるはずが無い。費用対効果を見込めるとは思えないので見直す事。

文教委員会審査分

13. 堺市は、就学援助金の認定児童の割合が年々低下している。義務教育は無償とする憲法の規定を実現する為に、就学援助金の所得の認定基準を抜本的に改善する事。近隣自治体との基準の差を精査し、基準緩和に向けて努力する事。

受理年月日 令和4年5月16日

感染症対策について

陳 情 者 千葉県柏市
津 田 紳 二

コロナ感染拡大防止策に関する陳情書

界面活性剤で日本を救う！

界面活性剤付きの空気清浄機でコロナ死亡者数を減らす

陳情の内容

私はコロナ対策空気清浄機の開発者です。界面活性剤を使ったコロナ対策を提案します。厚生労働省は界面活性剤によるコロナウイルスの不活性化を1年半前に発表しました。界面活性剤を空気清浄機のフィルターにドブ浸けするだけで、コロナ対策空気清浄機を作れます。負イオン（アニオン性）の界面活性剤であれば、陽イオンのコロナウイルスを電氣的に吸着できますので、さらに効果が期待できます。

国がこれを発表し、空気清浄機の各メーカーが界面活性剤付きの空気清浄機を量産すれば、日本に強力なコロナ防衛ラインを築けます。または、既存の空気清浄機のフィルターにアニオン性界面活性剤を付ければ、原価50円でコロナ対策空気清浄機を作れます。私はこれを各自治体様にお願ひしたいと考えております。現在1日当り、100名以上の方がコロナで亡くなられています。私は1人でも2人でもこれで救えたら、嬉しいです。

各自治体様におかれましても何人かの方が亡くなられていると思います。この界面活性剤付きの空気清浄機でなんとか死亡者数を減らしませんか？

やり方は簡単です。既存の空気清浄機のフィルター部を界面活性剤0.1～2%溶液にどぶ付けして、2日～3日乾燥させて再組立てするだけです。やり方を写真付きで解説しますので、これを広報でお知らせしていただませんか？

これは小さな話かもしれませんが、これをメディアが取材し日本中が知ることであれば、大きな話に発展するかもしれません。まずは第一歩です。よろしくお願ひいたします。

受理年月日 令和4年3月22日

障害者施策等の充実について

陳 情 者 堺市南区
北 道 米 雄

貴下、南区に於ける電動車椅子の貸与、介護、障害業務を訴える

陳情の内容

本件は、堺市、南区役所、介護、障害、更生所業務の日本国に於ける法、憲法、規則の外にある。

違法、障害者、年寄りの人権無視、尊厳無視、ギャクタイ等々、キョギ、サギ、汚職、犯罪であると同時に「障害配慮義務違」であると訴える。

私の所にきたのは、R-3-8～である。法では、申請時です。

堺市長は、障害名を「カイザン」、「軽く」、している。『日本でここだけです。』

電動車いす普通型 (4.5km/h) も却下している。

permobil F3 corpus です。

頭・首・背中、クッション・スプリング装備されています。

機能チルト、リクライニング装備。¥1,016,100～障害

※介護であれば月に1万円弱とのこと (テクノエイより)

ペルモビールの特徴です。立位をとる。

R-3-12-28、堺市役所5階障害者支援課A担当官からです。(南区役所、障害からは、今だにこない)

支給基準がある。日本全国同じ。とのこと。

私の身体障害者手帳では、約1,300,000円とのこと。

泉北ケアセンターBケアマネは、認定。認められないと困る。これって南区だけ

堺市、南区役所に法はない。

補装具費の支給の仕組み。

皆様のお仕事ですので払うわ

何で障害に、介護のげんき館C、上記Bケアマネが入れたのか。違法です。

日本国で南区だけです。

介護計画書、南区にはない!? 堺市役所にもない!?

私は 2020.3.31 時点、私の首、背中、の症状は記載されていない。

ペルモビール M1。または、ウイル（日本車、C）程度と B ケアマネ認めている。

4 月 1 日からは、M1 である。現在も。

F3 コルペス。首、背中、頭。クッション付、スプリング付、リクライニングが絶対必要だと言いつづけていた。

（カタログも展示会にも行かない。大阪市内で行われていた）

※この時に個人として購入ができていた。

※介護で貸与ができていた。（他都道府県市で）聞いた。

ペルモビールの販売・工房です。

『アビリティーズ泉州もない』

※個人バイバイのみ!!

※保守点検、修理等全くできない。

違法だ!!

今だに何にもない。何の説明もない。不適だ!!

御見積書、令和 2 年 3 月 2 日付は、審理員担当の D 担当官から令和 3 年 9 月 13 日に。

また、R-3-12-28 に 5 階法制文書課 E 担当官から。F5 コルペスですよ。

議員の皆様。こんな事が野放して良いのですか。

私は全く知らない。『カヤの外だ』。コロナ禍ですよ。

交通事故の後遺障害が最悪の状態だった。今もですけど。

介護でもげんき館 C は入れない。障害ですよ。

※南区、更生相談所の誰の指示ですか？

※汚職でないですか？

教えてください。

御見積書の続き、

令和 2 年 4 月 22 日、この時には、フロンティアのペルモビール M1 を使っていたよ？

リフトが 420,000 円ですよ。いつの頃か、B ケアマネがリフト 1,000,000 円と言いだしていたな～借金 1,000,000 円あるようだ。

B ケアマネだよ。これって違法だ。と都道府県…

センター所長殿だよ。⇒B ケアマネ⇒げんき館 C で全て決定行ったのですか??

市議の皆様、令和 2 年 6 月 19 日、リフトが付いてないね。

勝手にできるんですか。市議の皆様

令和2年7月26日、F3 コルプスは介護用品です。リフトは消えている。

令和2年7月26日、一日に2回もだよ。

堺南保健福祉総合センター所長殿あてだ。

汚職だ!!

私にとっては、

キョギ、サギ、ドロボー、犯罪だ!!

人喰いだ!! 山婆だ!!

何度、電話し、FAXをした事か…

全く、返答なし、無視されている。

返答がない事は、私の書いた通りで不備も疑義も何もない事だ。このまま、全てに提出する。

F 医師の書類です。

平成29年2月1日付。私は死んでいたんだ…

カルテ開示 R-4-1-20。

同じく、令和2年2月5日付け、

堺市障害者更生相談所(26.4.1)の書類

障害者手帳のカイザン。

介護法の無視。

障害者配慮義務違反。

サギ、キョギ、ドロボー犯罪、人喰いだ。

<陳情事項>

これらに対する見解を示してください。

・年寄り、障害者からお金をとらないで。

・障害に合った補装を貸与してください。電動車椅子、F5クラス、立位、リクライニングです。

受理年月日 令和4年4月8日

児童自立支援施設について

陳 情 者 堺市美原区

「児童自立支援施設」を考える市民の会

東 摩 耶 子

共同代表 美佐田 和之

堺市堺区

木 下 行 就

堺市の「児童自立支援施設」建設中止を改め、建設推進を求める要望

陳情の内容

昨今の子どもを取り巻く状況は大変厳しく、本当に心が痛みます。子どもの自殺・不登校は過去最多であり、児童虐待の事件も相次いでいます。

私たちは、2019 年末に「堺市立児童自立支援施設基本計画」が中断されたと知りました。その時は私たちも児童自立支援施設を詳しく知らず、元施設長のお話しを聞く事から考え始めました。

この施設には、法に触れる行為をするまたはそのおそれがある子ども、家庭その他環境上の理由により、生活の立て直しを要する子どもが、児童相談所から措置され入所します。社会のひずみにより、虐待を受けた子どもや発達障がいなど、様々な理由で生きづらさを抱える子どもたちを社会全体が養護し育てる施設なのです。

私たちは、この施設が「最も困難を抱えた子ども」の生活の立て直しを助け、社会に巣立っていくための大事な施設であることを知りました。さらに、行政の措置によって施設で過ごせた子どもたちが社会に巣立った後も、自立には多くの困難があることも知りました。一時的な関わりでなく、必要な時に支援のできる体制を社会全体で追求していくことが大切だと思いました。

その思いを胸に、私たちは3年間、「堺の子どもは堺で育てる」「一人の子どもも見すてない」をスローガンに児童自立支援施設を堺に作ることを永藤市長に訴えてきました。しかし、残念ながら計画は中止されました。

私たちは「堺市立児童自立支援施設基本計画」の復活を求めますが、従来の計画にこだわらず、「子どもの最善の利益の実現をめざす」として考えていくことがより大切だと思っています。

社会的養護については、2016年の児童福祉法改正により「子どもが権利の主体」と位置づけられ、2017年に「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。そこでは、家庭養育が困難な子どもの施設養育を、家庭での生活にできるだけ近づけるために小規模化（最大6人迄）する。さらに地域分散化、高機能化（地域の学校への通所を可能とすれば学校施設の併設が不要となる形態）がうたわれ、「できる限り良好な家庭的環境」が求められています。この施設は子どもの最善の利益の実現をめざして運用されるべきです。

<陳情事項>

1. 大阪府の施設に堺市が建設する新寮は、定員10名の2寮と確認書に書かれていますが、施設を5～6人の小規模で家庭型にし、地域分散して通所も含めた高機能化を計るべきです。
2. 児童自立支援施設への措置入所を「事務委託」という形で大阪府に丸投げにすることは止め、「子どもが権利の主体」との意識を持って堺市が直接指導してほしい。柏原市にある府の施設が堺市の地域連携に関わることは難しい、と説明がありました。では、2021年3月議会の付帯決議（全会一致）に盛り込まれた地域連携を具体的にどうするのか教えてください。退所後の生活にも不可欠な地域連携を実現してほしい。
3. 市民と行政そして市長が一体となって前進できるよう対話の場（タウンミーティング）を設けてほしい。府立修徳学院内に建設する新寮を堺市が費用負担するのは納得いきません。具体的な金額、建物の所有権、堺市の子ども専用との保証は実際の運用上可能なのかなど明らかにして下さい。

受理年月日 令和4年5月13日

公共交通について

陳 情 者 堺市南区

城山台回りのバス路線改善を求める会

片 山 美智子

城山台からのバス利用に関するお願い

陳情の内容

南区は緑豊かで住みやすいところですが、坂が多く自動車が無ければ移動に不便です。長く住み続けるためには安全にでかけられるバスの利用が生活に欠かせません。高齢化が進む南区でのバス路線の充実が大切だと考えています。

昨年度12月議会と3月議会に陳情書を出しましたが、堺市として公共交通をどう担っていくかという積極的な回答をいただけなかったので、再度、陳情書を提出いたします。

建築都市局交通部公共交通担当からの回答では、「乗り継ぎ利便性」の向上や「乗り継いで」行く事が示されていますが、高齢者にとって乗り継ぐことは大変であるということをご理解いただきたいと思います。また、城山台からは泉ヶ丘行きのバス路線があり、新しい路線を望んでいるわけではなく、「途中で降りられたら便利」との声から出てきたお願いです。また、採算性を考えるならば、公共交通の利便性向上は図れるものではないと考えます。だからこそ、南海バスが担いきれないところを堺市が積極的に市民の利便性向上のためのバス運行を考え、実施するようお願いいたします。

堺市のふれあいバスの廃止は南海バスとの重複が多かったのが理由の一つであるとのことですが、現在、南区役所や老人福祉センターへ行くバス路線はありません。また、利用が低調であったとはいえ利用者がおり、利便性がはかられていました。利用が低調であればなおさら南海バスでは運行できません。ご提案の乗り継ぎは、高齢者にとってとても大変なものです。南海バスでは担いきれないところを、堺市として充実していけるよう再度の検討をお願いします。市民が市の施設を使いやすくできる施策をおこなってください。高齢になっても気軽に出かけられることで健康を保ち、元気であることができます。それは、ひいては堺市のために良いことになると思います。

また、堺市がこれまで充実させてきたおでかけ応援制度が継続されることになりうれしく思っ

います。しかし、まだまだ利用したい人たちがいます。おでかけ応援制度を拡充し、より若い人も含め交通弱者等、幅広い市民への利用を広げる施策をおこなってください。みんなが住みやすい堺市にさせていただくことが、より堺市の活性化につながると考えます。よろしく願いいたします。

<陳情事項>

1. 南海バス城山台回り泉ヶ丘行きのバス路線を、途中で南区役所近くを経由する路線とし、南区役所に行きやすくなるよう南海バスへ働きかけ、改善の交渉をしてください。
2. 南区のバス運行を南海バスに任せるだけでなく、堺市として責任をもって、市民が便利に出かけることのできるバス運行を考えてください。
3. ふれあいバスを再開し、市民が市の施設を利用しやすくなるようにしてください。
4. おでかけ応援制度をより拡充し、利用できる人を増やしてください。

受理年月日 令和4年5月12日

公共交通について

陳 情 者 堺市堺区

堺市のバス・公共交通を考える会

事務局長 松 永 健 治

小 池 哲 夫

バス・公共交通に関する要望

陳情の内容

いつも、市民の暮らしを守るためにご尽力されていることに心から敬意を表します。

さて、先の堺市議会でおでかけ応援制度「改悪条例案」が二度にわたって否決され、引き続き現行の制度が維持されることとなり、ほっとしています。

この件については、そもそも永藤市長が先の市長選挙で「拡充する」と公約していたものであり、市長自身にその具体化の責任が問われています。

また、高齢化にともなって、バス・公共交通への要望・期待が益々高まっています。

更に、未来を担う若者への支援も大変重要です。にも拘らず、泉北高速鉄道の「通学定期代補助」を強引に廃止してしまったことは、重大であり、到底許されるものではありません。

そもそも、泉北高速鉄道の「通学定期代補助」は、泉北高速鉄道の高すぎる通学定期代問題があります。そうした中、2014年の株売却時に乗り継ぎ運賃80円値下げされたが通学定期代には反映されませんでした。そこで、それに相当する分として一日48円の補助をすることになったものです。したがって、高すぎる通学定期代を放置したまま、通学定期代補助を「廃止」してしまったことは、到底理解できません。

そこで、以下の通り要望します。

<陳情事項>

1. おでかけ応援制度の適用対象者に、障がい者や生活困窮者、子どもたちを加えて下さい。
2. 泉北高速鉄道の通学定期代補助を復活させて下さい。また、南海電鉄、及び泉北高速鉄道に通学定期代の値下げを要請してください。

3. 自転車で安全安心・快適に走行できるよう、環境整備して下さい。
4. 安全安心・快適に歩けるよう、歩道の整備をすすめて下さい。

受理年月日 令和4年5月12日

公共交通について

陳 情 者 堺市南区
住みよい堺市をつくる会宮山台中学校区連絡会
代表 青 野 敬 次
堺市南区
西 田 繁

陳情の内容

堺市におかれましては、コロナ禍の中、高齢者をはじめ市民の健康と暮らしを守るために努力されておられることに感謝申し上げます。私たちは、2018年7月から南海バスの「泉ヶ丘からJR鳳駅へのバス路線の新設を」の要求など3項目の運動を始めました。この間堺市と南海バスに要望してきました。市民から「この署名待ってたんやで」と寄せられた署名は、延べ2,771筆です。一日も早く実現を願う声も寄せられています。

私たちの要望に対して事業者の南海バスは、「運営環境は厳しい、事業性、採算性が不透明、新規路線開設の予定はない。参考意見に留める。」との回答です。

一方堺市は、泉ヶ丘周辺の活性化の進捗、鳳駅前バスターミナルのバス需要の動向に注視し要望を事業者に働きかけたい。と回答していただいています。

堺市として要望を事業者に働きかけるだけでなく、公共交通としての役割でもある市民の移動する権利を保障してください。堺市は、その役割を果たしてください。

政令指定都市の福岡市、新潟市、熊本市では、公共交通・生活交通は、市民の日常生活における重要な移動手段として役割を果たし、地域社会の経済を発展させるなど、豊かな地域社会の形成のために不可欠なものであると位置付けており、市民の移動する権利を保障しています。同時に公共交通事業者に対してその社会的役割を自覚し、生活交通の役割を果たすよう定めています。堺市もこのような先進都市のように公共交通としての役割を果たしてください。

堺市はこの間、従来の高齢者や障害者を含めたすべての人々を対象にした「移動しやすさ」と移動後の「社会参加のしやすさ」が重要と考えられ、昨年「堺市移動等円滑化促進方針」を決めています。堺市は「高齢者や障害者を含めたすべての人々を対象とした『移動しやすさ』」を掲げられておられます。その立場からも、私たちが要望する項目を一日も早く実現のためご尽力頂きま

すようお願いいたします。

<陳情事項>

1. 泉ヶ丘からJR鳳駅へのバス路線の新設を南海バスに働きかけてください。
2. おでかけ応援バスを障害者・妊婦にも適用してください。
3. おでかけ応援バスの乗り継ぎ制度の充実を南海バスに働きかけてください。

受理年月日 令和4年5月13日

公共交通について

陳 情 者 堺市南区

つくる会・1000人委員会南区合同会議

事務局長 松 永 健 治

バス・泉北高速鉄道に関する要望

陳情の内容

いつも、市民の暮らしを守るためにご尽力されていることに心から敬意を表します。

さて、先の堺市議会でおでかけ応援制度「改悪条例案」が再び否決され、引き続き現行の制度が維持されることとなり、ほっとしています。

そもそも、この件については、永藤市長が先の市長選挙で「拡充する」と公約していたにも拘らず、放置されたままとなっていたものです。早急な具体化が求められます。

更に、未来を担う若者への支援が大変重要であるにも拘らず、泉北高速鉄道の「通学定期代補助」を廃止してしまったことは、時代の要請に逆行するものであり、到底許されるものではありません。

この「通学定期代補助」は、2014年に泉北高速鉄道の南海電鉄への売却に際して、南海が80円(切符運賃)の値下げを実施したことに合わせ、それに相当する通学定期代として堺市が48円(1日)を補助することとしたものです。そもそも、泉北高速鉄道の定期代(特に、通学定期代)は、他の鉄道と比べて大変高く、住民が値下げして欲しいと要望してきたのです。

にも拘らず、南海電鉄・泉北高速鉄道に対して通学定期代の値下げを求めもせず、通学定期代補助を突然廃止してしまうとは、到底許されません。

そこで、以下の通り要望します。

<陳情事項>

1. 「拡充する」との市長公約を踏まえ、まず、おでかけ応援制度の適用対象者に、障がい者や生活困窮者、子どもたちを加えて下さい。
2. 泉北高速鉄道の通学定期代補助を復活させてください。加えて、南海電鉄、及び泉北高速鉄道に通学定期代の値下げを要請してください。

受理年月日 令和4年5月16日

感染症対策について

陳 情 者 堺市堺区
野 村 有 香

子どもたちの感染症対策の転換について

陳情の内容

- (1) 子どものマスク着用の自由化。(マスク着用をするかしないかを選択できる)
- (2) 黙食の撤廃。

現在、小中学校をはじめ、子どもが利用できるありとあらゆる施設では同調圧力もあり、マスクの着用が半強制的となっています。鼻が出ていると何度も教師から注意を受け、体育中もマスクの着用が常態化しています。

これらが日常化する事で、マスクの着用が五年後も十年後も永続的に続き、マスクを外す機会を逸するのではないかと危惧しています。

その事によって、成長期に最も必要な事の一つである身体への酸素供給が不足し、特に脳が酸欠状態となり、その結果、脳の発育不全→知能低下→学力低下、つまり未来ある子ども達を馬鹿にしているのです。

影響は身体面だけではありません。精神面での発達も著しいこの時期に、互いの表情が読み取れず、更には黙食を強いられ、楽しみながら感謝して食事をいただくといったような、情緒や感性を育むはずのとても大切な機会を奪われています。

このような状態のまま大人になると、将来大きな禍根を残すことになりかねません。

コロナウイルスがオミクロン株に変異し弱毒化している中で、感染のリスクの方ばかりに焦点を合わせるのではなく、現在の行き過ぎた感染症対策が子ども達の心身の成長や発達に如何に悪影響を及ぼしているのかを考えていく事が大切です。

是非、子ども達の成長を最優先に考え、子ども達の心に寄り添い向き直して下さい。

その他、①熱中症 ②マスクを長時間着用する事で誘発される免疫力の低下(マスクは着用二時間で汚染源になる事が分かっている) ③不織布マスクの製造過程で使用される接着剤や漂白剤、素材そのものの微細なプラスチック等の化学物質を長時間吸い込み続ける事の有害性など、計り知

れない危険を孕んでいます。

しかも、マスクの効果期待されるのは主に飛沫感染であり、オミクロン株の主な感染経路とされている空気感染ではウイルスがそこら中に存在するので、効果は期待できないという研究結果もあります。何故ならウイルスの大きさは不織布の網目でさえ容易にすり抜ける程小さいからです。

現在では、(多くはテレビや新聞から情報を得ている)不安が強くてマスクを着用したい方々だけの意見が尊重されています。長時間のマスクの着用が危険である、あるいは必要ないといった意見は無視されています。

花粉症の方は御自身がマスクを着用しますが、杉の木にマスクをしようとする人はいませんよね。

マスクがないと怖くて不安だ・マスクは有効だ・マスクが必要だと考える方はもちろんその意見を尊重し、変異の結果、普通の風邪になってくれた・マスクは有害だ・必要ないと考える方ももちろんその意見が尊重できるよう、分断ではなく調和し、自由に選択できる住みよい社会を実現していきましょう。

子ども達がマスクを着用するかしないかを選択するには、まず我々大人が覚悟を持って手本を見せていかなくはなりません。マスクをしたい人はする、したくない人はしない、この様な選択が自由にできるよう、保護者と先生が連携し、情報を周知徹底するために各学校等の教育機関から通達を出して下さい。

最後になりますが、未来ある子ども達を守るのは大人の責任です。子どもは自分の健康や成長を犠牲にしてまで大人達を過度に守る責任はありません。少なくとも、私は現在の行き過ぎた感染症対策に従わせたり、現在もなお治験中のハイリスクなワクチンを接種させたりしてまで、未来ある子どもたちに大人たちが作り上げた今のこの社会を守ってもらおうとは思っていません。大切な大切な未来ある子ども達を我々大人が全力で守っていきましょう！

受理年月日 令和4年5月16日

支援学校について

陳 情 者 堺市中区

堺市立支援学校保護者有志の会

森 川 麗

堺市立支援学校の教育環境について

陳情の内容

平素は支援学校・支援教育の充実にご尽力いただき、ありがとうございます。

堺市では、「義務教育は堺市の責任で」ということで、小学部・中学部について堺市立の支援学校を設置して下さっており、それによって堺の子どもたちはだれもが等しく堺市の学校に通える教育環境となっていることはたいへんありがたく、日ごろより感謝しております。

また、堺市立支援学校では市内の小中学校との「学校間交流」や子どもたちが生活する地域での「居住地校交流」が盛んにおこなわれてきていますが、これは共生社会をめざす先進的な取り組みであり、学校種別を超えた行事や先生どうしの人事交流があつてこそその賜物です。堺市立の支援学校ならではのものと感謝しております。

今後とも政令指定都市堺として、歴史ある堺市の養護教育～支援教育をますます充実・発展させていっていただきたく、市議会のみなさまにもぜひお力添えを賜りますよう、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

さて、大阪府ホームページに「大阪府学校教育審議会答申（2008年7月）」が掲載されていますが、「知的障害支援学校等の教育環境の充実」の項目の中で、「平成4年度の本審議会答申で、児童・生徒150～200人程度の規模で学校を整備していくことが妥当とした。」と書かれています。また、通学バスの運行に関しては、「バス通学をしている児童・生徒の約1割が乗車時間の目標である60分を上回っているため、バスの増車や運行経路の見直し等、乗車時間の短縮のための対策が必要」とも書かれています。

堺市では独自の「答申」のようなものは出されていないようですが、大阪府に準じるものと考えられると、支援学校（小・中の場合）の適正規模は100～130人程度、スクールバスの乗車時間目標60分以内であると考えられます。

そこで堺市の現状を見てみると

1. 学校規模

百舌鳥支援学校と上神谷支援学校では児童・生徒数が、

2020年度 → 2021年度 → 2022年度

百舌鳥 161名 → 167名 → 174名

上神谷 175名 → 195名 → 214名

というように、人数もクラス数も毎年増えていっております。小・中学部の支援学校として、すでに適正規模を超えている状況ではないでしょうか。

施設・設備の面から言えば、児童・生徒数が年々増えていくのに伴って、毎年特別教室がなくなってきている状況で、来年はもうこれ以上つぶせる特別教室もないと聞きます。来年度は物理的にこれ以上人数が増える余地がないということになるのでしょうか。

一方、支援学校に入学・進学を希望したけれどもかなわなく、本来の希望ではないけれども支援学級へ行くことになった結果、子どもが不適應を起こしているという声も聞きます。これから就学する人たちのことを思うと、支援学校の受け入れキャパによって就学先、進学先が変わってくるのがないのか、とても気になっているところです。

関連する問題として、3月1日に文科省より発表された「公立特別支援学校における教室不足調査の結果」によれば、昨年10月1日時点における公立特別支援学校の教室不足数が全国で3,740教室、そのうち大阪府が528教室で全国一だそうで、たいへん驚きました。府立支援学校46校では、特別教室の不足を除く各部の教室の不足が、小学部～高等部合計で299教室にものぼること。また、教室不足への対応として、特別教室の転用以外では、多い順に「教室の間仕切り」「仮設建物借用」「管理諸室の転用」「倉庫・準備室等の転用」「体育館・廊下等の間仕切り」となっていることに衝撃を受けました。「間仕切り」の教室で子どもたちが落ち着いて学習できるのか、子どもの学習権が保障されていないのではないかと、同じ障がい児を育てる保護者として心が痛みます。

百舌鳥支援学校は、上神谷支援学校とくらべれば特別教室はほとんどないし、学校全体が小さく狭く老朽化していてひどい状況だと思っていましたが、それでも堺市立支援学校ではクラスの教室は必ず「普通の」教室を確保してくださっていますし、中学部でも1クラスの人数は必ず6人までとなっています。その点、堺市のおとなりの府立和泉支援学校に行っているお子さんの話を聞くと、中学部では1クラスが7人または8人だそうです。それが教室不足のせいなのかどうかはわかりませんが、府立支援学校も相当厳しい教育環境のようであり、そんな話を聞けば堺市立支援学校ではまだしも子どもの教育を受ける権利を守ろうと努力してもらっているのかもしれないと、あらためて感じている次第です。

とは言え、支援学校への入学希望者は堺市においてもこの先もまだ増えていくものと推測され、

府立支援学校と同様、「(大阪府学校教育審議会答申より引用) 教室不足による学習指導上の課題や教員数の増による管理上の課題を踏まえた教育環境の充実が求められていることから、速やかに対応をするべき」状況であると言えるのではないのでしょうか。つまり、堺市としてもう1校の義務教育の知的障害支援学校が必要な状況であると私たちは考えています。

2. スクールバス

支援学校のスクールバスの今年の状況を見ると、乗車時間について60分を超えるバスが、百舌鳥支援学校では10台中7台、上神谷支援学校では12台中7台、最長乗車時間は百舌鳥支援学校が90分、上神谷支援学校では95分となっています。支援学校に通う子どもたちにはより手厚い支援が必要ですが、乗車時間が長いことにより、児童生徒に相当な負担がかかっています。すべての子どもたちが60分以内の乗車時間で安心・安全に通学できるように、スクールバスの配置についてご配慮をお願いしたいと思っています。

3. 職員体制

全国的な問題のようではありますが、百舌鳥・上神谷支援学校でも年度途中から産休や病気休暇などで先生がお休みされることになった時に代わりの先生が来られなかったり、また新年度に先生がそろっていなかったりという事象が起っています。堺市として極力努力してくださっていることは承知していますが、支援学校の子どもたちは環境の変化に弱く、特に新学年の時期には不安になる子どもたちが多いので保護者としては心配です。

そんな中でも堺市立支援学校では、国の法律で定められた「定数」の先生以外に、市独自の予算で「加配」の先生を配置していただいているということで、とてもありがたいことだと思っております。支援学校では日常的に一人ひとりに細やかで丁寧な対応が必要であり、加配の先生方なくしては保護者として安心して子どもたちを学校へ送り出すことができません。

「子どもにとって楽しい学校」「保護者にとって元気の出る学校、安心できる学校」であるために、今後とも支援学校への先生方の配置について、格段のご配慮をいただけるようにと願っております。

最後に、堺市ホームページに支援教育課より、昨年8月3日付で「堺市特別支援教育懇話会報告(昨年6月)」が、今年1月4日付で「堺市特別支援教育懇話会開催要綱」がアップされていたことを、私たちはつい最近知ったところです。この懇話会のことは、ホームページで見ると保護者の誰も知りませんでしたし、学校の先生方もご存知なかったようです。

「堺市特別支援教育懇話会開催要綱」によれば、この懇話会の目的は、「本市が設置する小・中学校の支援学級、支援学校において、現在の課題及びこれからの特別支援教育の方向性について、各方面の有識者から広く意見を聴取するため」となっていますが、聴取された意見を堺市としてどのように扱っていかうと考えておられるのかがわかりません。

私たち保護者は、今後とも子どもたちが堺市立支援学校で等しく義務教育を受けられることを望

んでいます。堺市の「これからの特別支援教育の方向性」について、特に支援学校のことに関しては、有識者の先生方のご意見に加えて、当事者である子どもや保護者、また現場の先生方の意見も聴取していただけるものと思いますが、いつどんな場でどんな形で聴取の機会をもっていただけるのか、ということも気になっているところです。

今後とも政令指定都市堺の誇りにかけて、「堺市の堺市による堺市民すべての子どもたちのための義務教育」、歴史ある堺市の養護教育～特別支援教育の流れがさらに充実、発展していくことを心から願って、次の4項目について陳情いたします。

<陳情事項>

1. 支援学校の児童生徒数推移の経過、及び今後の支援学校入学希望者推移の予測をふまえて、堺市立支援学校整備計画を市民にお知らせください。
2. 支援学校の子どもたちに安全で安心な通学環境を保障するため、スクールバスの乗車時間が60分以内になるように改善してください。
3. 今後とも支援学校の子どもたちが安心して豊かな支援教育を受けることができるよう、堺市独自の加配の先生方の配置を継続・充実させてください。
4. 堺市の支援教育、堺市立支援学校の今とこれからについて、当事者である支援学校の子どもと保護者、現場の先生方の思いや意見を聴いていただける機会を作ってください。

受理年月日 令和4年5月16日

教育環境の整備等について

陳 情 者 堺市堺区
桑 野 圭 司

陳情の内容

各項目について真摯に回答していただきますようお願い申し上げます。

1. 内申点誤記載事案について

保護者として、あるまじき事件だと考えます。

- (1) 実際は1人でチェックしていたにも関わらず、あたかも複数人でチェックしたかのように書類を改ざんした、との報道内容でした。これが事実であれば刑法 156 条『偽造公文書作成罪』という刑事事件として告発される可能性があります。市教委の認識はいかがですか。
- (2) 5年前から毎年誤記載があったが公表していなかったとのことですが、誤記載について5年前までしか検証していないのでしょうか。杜撰な業務遂行なので、過去の未検証の年度も同じような過ちが起きていると推測されますが、この推測を否定できるだけの根拠はありますか。
- (3) 各事案について関係者は懲戒処分されたのでしょうか。
- (4) 当該生徒への謝罪は行なわれましたか。
- (5) 市教委職員で、誤記載事案を公表すべきだと唱えた人は誰ひとりとしていなかったのでしょうか。
もしいらっしゃるなら、その方に公表に至らなかった経緯を確認して下さい。
きちんと公表していれば再発防止策も講じられ、危機感が共有でき再発防止に繋がったと思いますが、市教委はそれを行わなかった。なぜ認識が甘いのですか。原因は組織の風土体質ですか。
- (6) 当時の最高責任者である教育長は、この件を知っていたのでしょうか。知っていたのであれば、公表しなかった理由をお聞かせ下さい。もし知らないのであれば、どの職階で情報を止めてしまったのでしょうか。またなぜ止める判断をされたのでしょうか。
- (7) 特定の生徒の内申点を意図的に加算したいがために、被害にあった生徒の内申点と入れ替えたということはないですか。もし入れ替えはありえない、と言い切るのであればその証明はできますか。

(8) 複数人の中学校関係者にお話しを伺うと『うちの学校ではありえないこと』『管理職の組織運営能力におけるレベルの低さが原因だと思います』などの声が上がってます。管理職を任命しているのは市教委ですから、責任は重大であると考えます。能力ある人材を管理職に登用していればミスは少なかったはずです。

一部の学校だけで起きている事案です。事案発生した学校の管理が杜撰だと見るのが適当ではないでしょうか。各事案発生時、市教委は校長・教頭に対してどのような指導をされたのでしょうか。

当然、当該学校に再発防止策の提出を求めたと思いますが、その内容を開示して下さい。

2. 新型コロナウイルスによる欠席児童と生徒への授業のライブ配信周知について

今年1月、市教委は各学校へ『授業のライブ配信』が可能であることを保護者へ伝えて下さい。と指示していますが、実際は学校長の裁量に任されているため、HPに掲載（その部分をクリックしないと内容が出ない）しただけの学校と、それに加えて各家庭に文書配布をされた学校に分かれました。

文書配布されていない学校では、欠席児童へのライブ配信が可能であることを知らない保護者がいま現在もいます。

- (1) このままの状態を放置するつもりでしょうか。各家庭に文書配布が必要だと感じてませんか。このような大事なことは市教委から各学校へ、紙1枚の連絡ではなく、直接電話で各学校に通知しなければ学校側は業務に忙殺されて気づかないこともあります。
- (2) ライブ配信において、撮影用カメラが1台しかなく、黒板を映す際には、先生がPCを移動させなければいけない不便さが生じています。カメラの増設をお願いします。
- (3) 現場の先生方へ無記名によるアンケートを実施し、ライブ授業配信時の改善策を細かく調査し、必要物品を迅速に配備いただけるようお願いいたします。

3. 授業のライブ配信拡大について

- (1) 現状は、コロナ関連での欠席時のみ、授業の保障すると定められていますが、いじめやその他の理由による不登校を選択せざるを得ない欠席児童・生徒に対しても、教育を受ける権利を保障する観点から、授業のライブ配信を実施していただきたいのですが、前向きに検討していただけますでしょうか。

大阪府内で授業のライブ配信などオンライン関連の取り組みが進んでいる寝屋川市立の学校では、そのための人員が充足されておりスムーズな運営が実現できているとのことでした。

堺市においてもオンラインのための教員配置増、またはオンライン授業に長けた人材の確保（会計年度任用職員でも可）、または手厚いサポートができる業者との契約、そのような予算が獲得できれば、オンライン関連の業務がスムーズに遂行でき先生方も児童にも負担が少なくなります。オンラインのための予算を要求していただけませんか。

これが実現することによって、現在、先生方が放課後に行っている欠席児童と生徒への学習フォローが軽減されて業務負担が少なくなります。まずは授業のライブ配信を確立させて、その後はオンライン授業が受けられるように環境整備を切にお願いいたします。

堺市では残念なことに2019年に市立中学校の女子生徒が自殺されました。第3者委員会の報告では学校側の対応があまりにも杜撰と指摘されています。不登校期間が1年以上あったとのこと。具体的なことはわかりませんが学習不安があった可能性も否定できません。

また、いま現在いじめを受けていて、本当は学校に行きたくないが学習不安から不登校を選択できずに苦しく厳しい環境に耐えながら登校している児童や生徒がいます。自殺防止、いじめ被害防止のためにも自宅にいながら授業が受けられる環境を整えていただけるよう、お願いいたします。

4. 先生方の労働環境について

児童生徒からもブラックと揶揄される長時間労働について。

今のままの業務量である限り、たとえ早く退勤させて表向き校内での時間外労働を減らしても、先生方は仕事を家に持ち帰るだけで何の解決にもならないことをご理解いただきたいです。業務量を減らすことでしか解決できません。業務量を減らすことができないのならブラックは解消できないことになります。ブラック化が世間に知れ渡ってしまい、教師志望の若者が減ってしまっています。志願者が少なければあたりまえのことですが、質は低下します。質が低下すれば児童・生徒の安全が担保できなくなる恐れがでてきます。

児童と生徒から哀れみの目で見られるようであってはならない職業です。

- (1) 市教委として、教員の適切な時間外労働時間（持ち帰りを含む）を小中学校別々に設定されていますか。設定されているのであれば教えて下さい。データが判明している直近年度の、堺市の小中学校別教師の平均時間外労働時間は平均何時間でしょうか。
- (2) 名古屋大学大学院の内田良教授の調査では小中学校教員で勤務時間を実際より少なく書き換えるよう管理職に求められたことがあるかの間に小学校教員は15.9%・中学校教員は17.2%が『ある』と答えています。

また過労働での産業医指導を回避するため教員自身が週休日の労働時間を実際より過小に申告する例もあると紹介されています。堺市では、このような違法な事例はないでしょうか。ない、とお答えになるのであればその根拠をお示し下さい。匿名回答の一斉調査をすれば結果が出るのではないのでしょうか。

- (3) 現時点で市教委として具体的に減らすことができる業務はありますか。あれば教えて下さい。
- (4) 上記(3)に関連することですが、業務量を減らすためにも各担任の先生方が現在行なっている校外学習費用の徴収など、全ての現金徴収を止めさせていただきませんか。

口座引き落としに協力していただいていないご家庭については、児童または保護者が、直接

学校事務職員宛に現金を支払うシステム（わずかな件数です）に変えて、先生方に現金收受業務はさせないでいただきたいです。これは実現できますか。

- (5) 中学校のクラブ活動の顧問が休日に引率する件に関してです。現在、特殊勤務手当の勘定項目で2時間～4時間であれば1,800円、4時間以上であれば3,600円支払われています。時間の設定幅が大きく、1時間あたりに換算しますと、大阪府の最低賃金992円に及ばない事例が多発しています。この特殊勤務手当は、本来先生方の休日である土日祝に支払われる報酬ですので992円ではなく、法定休日加算35%が適用され1,340円です。一般社会の概念から考えると不当労働行為そのものです。

今後の教員採用試験において優秀な教師獲得のため土日祝のクラブ引率に関しては実時間分の支給、また最低賃金（1,340円）を超えるように支給額改善を要望します。

実現すれば、堺市中学校教員の魅力がアップし、志願者が増える可能性もあります。

これが無理ならば、土日祝のクラブ活動（公式戦や練習試合）を激減させるべきではないでしょうか。

5. 教師のわいせつ不祥事の撲滅について

堺市でも、わいせつ教師が存在しました。私の住む近くの校区の教師がわいせつ行為で逮捕されています。教師からのわいせつ行為は、子どもの将来にまで影響を及ぼす非人道的な犯罪です。残念ながら児童を性的嗜好の対象とみる教師が一定数存在します。わいせつ行為での処分歴がなければ採用時には見抜けません。それすら完全ではありません。

- (1) 再発防止の観点から、教室はもとより学校内各施設に可能な限り死角ができぬよう、防犯カメラの設置を要望します。（児童が教室等で着替えをする際は面倒ですが録画を一時停止）

教室内への設置が難しければ各教室の出入口が撮影範囲になるよう廊下側にカメラを設置できれば教職員および児童の入退室が記録することができて『ふたりつきり』の滞在が把握できます。また以前、市内の小学校で発生した教員同士の不倫行為も学校施設内で行なわれたとの報道です。

山梨県甲府市で本年3月に教え子の女児への強制わいせつ罪で逮捕された50才代の男性小学校教師は学校内で複数回に渡り犯行に及んだとのこと。教師のわいせつ事案の犯行現場は基本的に学校内です。いずれもカメラが設置されていれば防げた可能性が高い事案です。なんらやましいことのない先生であれば、カメラがあっても困ることはないはず。逆に冤罪を防止できる可能性があります。

またカメラの導入は犯罪抑止だけでなく、録画した授業をさまざまな教育関係者の方々にご覧いただくことができ、指導を受けるチャンスができて先生方のスキルアップにつながります。（外部の方々が訪れる必要がないので、感染防止にも有効です）

堺市が校内にカメラを導入することによって児童を性的嗜好の対象とみる教員志願者は、堺

市の教員採用試験の受験を控えることが容易に予想され、抑止力が十分に期待できると考えます。カメラの導入に関しては防犯目的の名目なら導入しやすいのではないのでしょうか。早急に検討して下さい。なにより児童・生徒・保護者の安心感が高まります。カメラを導入したくない、という姿勢をとられるのであれば『教師のわいせつ犯罪』を抑止する姿勢がない、と保護者は捉えます。万が一、カメラ導入を拒む合理的正当な理由があるのであればお聞かせ下さい。

6. 先生方の安全管理意識について

異常時の先生方の対応について疑問を感じる声をよく耳にします。最低限、児童・生徒の安全を確保できる人材でなければなりません。

(1) 教員採用試験時に事例問題を出題し、合否判定基準にすることはできないでしょうか。

例えば、体育の授業のためあなたが体育館に着いたとき、ひとりの児童から『Aさんが、さっき体育館のガラス戸で思いっきり頭をぶつけました』と申告がありました。

Aさんに話しを聞くと、おでこが赤く腫れていたものの『大丈夫！体育やりたい』とのことでした。さて、ぶつけた現場を見ていないあなたはどうか対応しますか。

適切な解答→児童は体育をしたいため痛くても大丈夫だと申告することが容易に考えられる。しかし頭部を打撲している以上、直ちに保健室で養護教諭に状態を確認してもらい、体育の授業は受けさせない。

不適切な解答→こどもが大丈夫だと言っていることを尊重して、楽しみにしている体育の授業を受けさせる。

このような設問をして、安全に対する基本的意識を調べて、合否の判断に取り入れる必要が急務だと私は感じます。

7. 市教委の危機管理意識について

本年5月3日に『5月6日に女児誘拐』の予告メールが市教委に届いたとのことですが、市教委に確認したところ6日の職員登庁直後（厳密な時刻は不明ですが8時台だと思います）に認知し、警察に通報されたとのこと。しかしながら保護者に対して各学校から一斉メール配信されたのは午後になってからの学校がほとんどだと聞いております。

私の校区では12時59分、別の区の校区では13時40分頃だと聞いております。各学校側から市教委に対して『連絡が遅すぎる』との声が当然の如く届いてると担当者から聞きました。

(1) なぜ、各学校への指示が遅いのですか。

保護者にお迎えを要請するなら迅速に伝えようと思わないのでしょうか。市教委の認識は全ての家庭で保護者が在宅してると考えているので『連絡が、ぎりぎりでもお迎えは大丈夫?』と判断されたのでしょうか。遅くなった理由を教えてください。

8. 中学校給食について

市立中学校では2025年度から全員喫食による給食を予定されていますが、現在実施している選択性による給食について、私の知る限りマイナス評価をよく耳にします。卒業生を含めて約80人の生徒に話しを伺いましたが、例外なく満足であったとの評価を得ることができなかつたです。

『美味しかったら頼むんやけど、家庭弁当の方がまだから頼まない。弁当作りは負担だ』『注文する子が少ないと、まわりの目が気になって頼みにくい！小学校の給食みたいに美味しければ、頼む子が増えると思うから自分も頼みやすくなる』

いろいろな条件は絡みますが平均の注文率は10%に届かないとのこと。

- (1) 満足度や改善要望について、一部の学校では聞き取りをして業者に伝えてるのですが、全体としてのアンケートは実施していません。全員を対象とした、味や値段のアンケートを行い満足度の向上をお願いできませんか。
- (2) 価格設定の絡みがあるので価格相応の満足度であるのはやむを得ませんが、業者選定の際の試食について現行は大人である市職員が行っています。そのやり方ではなく実際にお金を支払って食べる生徒や保護者のモニターを募集して、味の評価を実施していただき、高評価の業者と契約していただけませんか。当たり前の発想だと思いますがいかがでしょう。

また価格については満足度の点から多少の上昇は許容範囲では、と感じます。

上記20個の質問について『できない理由を一生懸命考える』のではなく『実現するにはどうすればよいか？』との視点でご回答いただければ幸いです。業務忙しい折、ご迷惑をおかけいたしますが堺の子どもたちのためによりしくお願いいたします。

【最後に】

私は浅香山小学校の保護者で先日までPTA会長を拝命しておりました。現在はPTA監査委員長です。しかし今回はPTA役員としての陳情ではなく、いち堺市民の立場での陳情です。また今回の陳情は浅香山小学校についての陳情ではなく、信用が失墜した市教委の信頼回復、堺市立の小中学校全体の問題解決のための陳情です。知り得た情報は複数の学校の職員、また保護者にまがります。

浅香山小学校の先生方は、児童のために一生懸命業務に励まれており頭が下がる思いです。本年1月に発生した新型コロナウイルスによる学校閉鎖時においては校長先生の迅速な判断・指示によりタブレットを使用しての『クラスの顔合わせ』をしていただきました。

数人の保護者からは『他の学校ではプリント配布だけなのに、浅香山はタブレットを使っていたいて子どもが喜んでいました』と評価する声が寄せられました。浅香山小学校の子どもファーストの姿勢が評価に表れたと感じております。

受理年月日 令和4年5月16日

公立幼稚園について

陳 情 者 堺市堺区

堺市の公立幼稚園の存続と充実を求める市民の会

代表 乾 房 代

山 唄 悟

堺市の公立幼稚園の存続と充実を求める陳情書

陳情の内容

2022年4月、閉園予定園の最後の年度、そして、存置する研究実践園の2年目が始まりました。閉園予定園の人員配置につきましては、私たちが陳情してきた体制維持について、ご配慮をいただきました。お礼を申し上げます。引き続き、堺市の幼児教育を守り発展させていくために、幼児教育センターや研究実践園の拡充について陳情いたします。

2年目を迎えた研究実践園では、4月の人事異動により、常勤職員6人の内5人が入れ替わった園があります。また、園長と研修主任が異動したため、昨年度の研究実績を継続することにも大きな不安を抱える教職員もいます。遠足に行くにも、支援を要する子どもたちへの対応に苦慮する園もあります。これまで、堺市の200を超える幼児教育施設の“先導的役割を担う”とする研究実践園に対して、人員体制の加配を含めた拡充を求めてきました。2月議会でのご回答は「存置する4園については、研究実践園としての役割や支援を要する子どもたちが増えている状況等をふまえた園運営の課題等について検討します」というものでした。その検討された結果が今回の異動であるならば、園独自の研究の継続性にも危惧が生じ、研究実践園の教職員への負担のみが増加したものとなっているのではないのでしょうか。

また、幼児教育を担う、教員の任用・育成にかかわり、幼稚園教諭免許だけでなく小学校教諭免許の所持が必須となっている現行の採用試験受験条件は、より幼児教育の専門性を発揮する教員の受験の妨げになっており、幼稚園教諭免許のみでの受験を可能にするべきです。あえていうなら、同様に就学前教育を支える認定こども園の保育教諭との連携を検討すべきではないのでしょうか。

この際、2021年12月14日に開催された文教委員会での、永藤市長の「就学前教育は小学校教育につながることはもちろんですが、人格形成や思考力の基礎ともなります。生涯にわたって影響す

ることから、重要な役割を担っていると考えております。だからこそ、本市ではこれまで、全ての公立幼稚園を廃止としていた方針を4園存置ということになりました。この大きな方針転換を決断したからこそ、教育委員会には今後も堺市の幼児教育の質を高めるために努めてもらいたいと考えています」とのご答弁に立ち返り、積極的かつ具体的にご回答をいただきますよう求めます。

<陳情事項>

1. 存置する4園が研究実践園の名に値する実践を積み重ねて行くためには、教員が教育に専念できる環境を整えることが必要です。前回議会の陳情に対するご回答「園運営の課題等について検討」の結果が、今年度の教員配置なのでしょうか。どのような検討の結果なのかお示しくください。
2. 2020年12月議会での付帯決議「特に配慮を必要とする子どもたちへの就学前児童教育の充実について必要な事項を洗い出し、条例施行後速やかに施策を補完すること」は、今年度どのように活かされたのかお示しくください。
3. 来年度、4園が閉園となり研究実践園4園のみが存置となります。この際、研究実践園の職員配置について加配や補強を行うなどのプランはありますか。研究実践園を充実させるための教職員配置プランをお示しくください。
4. これまで、存置する教育実践園を充実させるため、自園調理の給食実施や3歳児保育の拡充、園舎の改築などのプラン策定を求めてきました。現在新たなプランがあればお示しくください。

受理年月日 令和4年5月16日

放課後施策等について

陳 情 者 堺市北区

堺学童保育連絡協議会

会長 松 谷 有 紀

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以下、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

コロナ禍において現場では、こどもたちの健康と命を守る取り組みとして「手洗い、消毒、マスクの着用、おやつ、昼食時のマスクルール」を徹底して、かけがえのない子どもたちの放課後の生活を豊かなものにするため、指導員の方々は創意工夫しながら様々な実践が行われています。

のびのびルームは就労家庭やひとり親家庭にとってはなくてはならないこどもたちの居場所であり、社会的必要性が再認識されました。

その一方で指導員不足は深刻な問題となっています。学童保育指導員はコロナ禍のもと改めて高い専門性が求められる仕事であることが明らかになりました。しかし、現実には専門性や職務に十分見合わない低処遇での過重労働となっており、指導員が集まらない、続かない、疲弊している状況が起きています。

堺市においては昨年度末、「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」を実施していただき、のびのびルームの指導員にも給付が行われました。誠にありがとうございました。引き続き、安定した運営のために指導員の処遇改善に努めてください。

「子育ての街、堺」として、どのような学童保育事業を展開しようとしているのか明確な回答を行ってください。実施主体である堺市としての責任を果たしていただくように、以下の項目を陳情いたします。

<陳情事項>

1. 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施について

堺市において「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」を活用し、指導員の処遇改善を実現していただきました。誠にありがとうございました。国の補助金が今年の10月までの予

定ですが、その後も補助金を継続するように国へ要望するとともに、堺市においても指導員の処遇改善を継続していただくように求めます。

2. 放課後児童対策事業予算の増加と再構築について

今年の秋には堺っ子くらぶ5校（東三国、深井、東浅香山、金岡南、美木多）を除いたのびのびルーム、堺っ子くらぶで運営事業者の選定が行われます。

私たちはコロナ禍においても、こどもたちの放課後の生活が安全で楽しいものになることを願ってやみません。

そこで、指導員確保、専用施設確保、保育内容の充実にむけて堺市の「放課後児童対策事業」予算の増加を求めます。指導員確保は指導員の処遇改善を進めるしか方法はありません。専用施設は年次計画をもって進めてください。保育内容の充実は指導員の研修の機会を増やすことしかありません。そのために、「放課後児童対策事業」の予算の増加を強く求めます。

こどもたち、保護者はのびのびルームを選ぶことはできません。居住する小学校ののびのびルームに行くことしかできません。運営事業者の違いが指導員の処遇の違い、保育内容の違いに結びついているのではないのでしょうか。「仕様書」には指導員の雇用に関わった項目はありません。経験ある指導員が継続して雇用されることが必要です。

また、守口市において「放課後児童対策事業」の指導員が雇い止めされたことは無効として雇用継続を求めた訴訟が大阪地裁で和解が成立しました。

堺市においても2017年、運営事業者の選定が行われ、株式会社の参入が決まりました。そして、労働条件について質問をした主任組合員だけが採用を拒否される事態が起り、指導員組合が「主任組合員の採用と団体交渉の開催」を求めて、現在も訴訟が続いています。

このような労働問題を起こす事業者の参入は認めないでください。

堺市は実施主体として、どの校区でも同レベルの保育内容を維持して、安定した運営を継続させるために、利益を追求する民間事業者の参入を廃止して、公的な法人（公益財団法人、社会福祉法人など）に委託を限定して運営事業者の選定を行い、放課後児童対策事業の再構築を行ってください。

3. 堺市教育スポーツ振興事業団について

堺市教育スポーツ振興事業団はのびのびルームの運営のために設立され、25年間、事業内容の向上をめざして、着実に保育内容の充実、発展を行ってきました。この間、様々な課題を解決し、こどもたちの放課後の生活を充実・発展させた蓄積を持つ「堺市教育スポーツ振興事業団」を継続させて、校区による差異をなくして放課後児童対策事業の公平な運営を行ってください。

4. のびのびルームの運営

堺市は前回の陳情書に対して「本市が開設している支援の単位に必要な放課後児童支援員等

の数、活動場所は確保できており、日々の出席児童数の状況に応じて、柔軟に活動できていると考えています」と回答されました。

では、5組織以上ののびのびルームについて共用教室として使っている教室名と使用状況（おやつの実施、備品が置けるのか、使えなかった日数など）を明らかにしてください。

専用教室を増やさないで共用教室で対応していく運営には限界があります。こどもたちの命と健康を守る観点から国の「放課後児童クラブ整備促進事業」の補助金を受けて、大規模ルームに専用施設を確保してください。

5. 新型コロナウイルス感染症予防対策について

(1) 衛生用品の配布の充実

のびのびルームへの衛生用品（マスク、消毒液、ハンドソープなど）の配布を定期的に継続して行ってください。

(2) 指導員への慰労

のびのびルームの指導員は、現在も通常業務以外の教室やトイレなどの施設や保育道具の消毒作業を続けています。引き続き、指導員への慰労について検討を行ってください。

受理年月日 令和4年5月16日

放課後施策について

陳 情 者 堺市東区
堺市立榎小学校のびのびルーム指導員有志の会
谷 口 文 美

陳情の内容

小学校の放課後の生活を守るための学童保育、その役割は年々増大しています。働く保護者の為にも今や社会のインフラの1つとなっています。堺市でも1997年以降のびのびルームとして校区によって多少の差異はあるものの、全校区で公的な学童保育が実施されています。そういった意味で堺市も社会の要請を受けて、また子どもたちの放課後の安全、健康、幸せのためのこの事業によって大きな任務を果たして下さっていると思います。

私たちは榎小学校のびのびルームで働く指導員です。日々、子ども達の豊かな放課後を実現するため、ちからいっぱい働いています。毎日の生活の中で笑い、走りまわり、遊ぶ中で子ども達は成長していきます。私たちはそれを見守り一緒に活動しています。夕方、無事保護者に子どもを引き渡し、その日のその子の様子を伝える事は大きなやりがいのある仕事です。

しかし、子どもたちの放課後を過ごすのびのびルームの活動の前提条件が整備されないままになっています。2022年4月現在、榎小学校のびのびルームには254名の子どもたちが在籍しており、毎日180名～200名を超える子どもたちが出席し、活動しています。活動場所として専用教室2室のほか共用教室を確保してもらっていますが、教室と隣接していたり、授業や行事の関係でいつでも使用できるわけではなく、保育用具を置いておく事も出来ず校舎の1階、2階、4階と場所も離れていて毎日の保育のたびに子どもたちも指導員も荷物をもって移動しなければならず、全体把握も難しい状況です。今後榎小学校の全校生徒数が増えれば、共用教室の確保も難しくなり、専用教室がすぐに建設されるわけでもなく、活動場所に困るのは目に見えています。

また、学校では低学年35人学級が実施されています。榎小学校のびのびルームでは200名以上の子どもがいるので1組織40名の計算で5組織となっていますが、離れた場所にある共用教室を含めた5教室で、主任が2名その他は毎日ローテーション勤務のアルバイトという状況で指導員も足りない中200名以上の子どもが1つの単位として運営されています。多くの子どもたちの個性や特徴、もっと言えば顔や名前を多くの職員が把握して、毎日の指導を行う不合理で非効率的な運営

が改善されないままになっています。

現在のびのびルームの運営は3年ごとのプロポーザル方式による事業者選定により選ばれた事業者者に委託されています。3年ごとに運営事業者が替わるのではないかと、指導員として働き続けられるのかと非常に不安を感じている上、委託金や堺市の予算が上がらないと各事業所で今まで以上の処遇改善や環境の整備を行うことは難しく、現在のままでは困難が増すばかりです。より良い放課後を実現できるよう次の項目の陳情を行います。

<陳情事項>

1. 榎小学校のびのびルームの専用教室建設の計画をしてください。
2. のびのびルームを適正規模の児童数で分離分割し、クラスごとの運営が出来る職員体制を整えられる様に、放課後施策の予算や仕様書・委託金などの見直しをしてください。
3. 堺市の放課後事業において運営事業者がコロコロ替わるようなプロポーザル方式による事業者選定を止めてください。
4. 堺市の放課後事業の統一方法や進め方について検討をするにあたって、将来展望を市民、利用者、現場職員と話し合っ決定してください。

受理年月日 令和4年5月16日

令和4年 第2回市議会(定例会)陳情書綴

令和4年6月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印刷 真生印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-22-0050

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

